



# ふくしま

2023・No.108



## くらしの情報初秋号

※この情報紙は、ご自由に複写してご利用ください



### 推進、エシカル消費！高校生との協働プロジェクト

#### 知っていますか？「エシカル消費」



「エシカル消費」とは、人や社会、地域、地球環境を考えた商品やサービスを選んで消費すること、つまり、自分のことだけでなく、自分以外の人や社会、環境のことを「ちょっと考えて」、「よりよい未来」に向けて消費活動を行うことをいいます。

#### 例えば…



「地産地消」はとってもエシカル♪

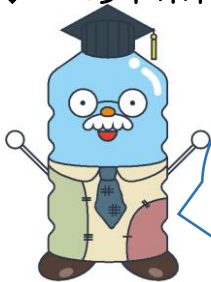
- 新鮮な食材が手に入り、また、地元の生産者の応援につながります。
- 食材の輸送距離が減り、二酸化炭素の排出量削減など環境の負荷が小さくなります。

#### 実践！高校生のエシカルアクション

「エシカル消費」を知り、実践いただけるように、福島県立福島西高等学校デザイン科学科の生徒さん、福島県立あさか開成高等学校日本文化部の生徒さんがエシカルアクションに取り組んでいます。活動の一例をご紹介します。

##### 福島県立福島西高等学校

- ◆ ロゴマーク、キャラクターの作成
- ◆ エシカルアニメーションの制作
- ◆ ペットボトルモニュメントの制作



高校生がデザインしたキャラクター「エシカル博士」

##### 福島県立あさか開成高等学校

- ◆ 規格外の食材等を活用したスイーツ開発（浜通り、中通り、会津地方の特色を活かした3種類のクッキーを開発）
- ◆ 環境負荷が少ないオーガニックコットンの栽培
- ◆ 不用となった子ども服を回収し海外へ寄付



みんな来てね!



## エシカル消費週末イベントのご案内

エシカル消費を知っていただくための週末イベントを郡山女子大学短期大学部の学生のみなさんにご協力をいただき県内4ヶ所で開催します。週末イベントでは、高校生協働プロジェクトで実践している高校生のエシカルアクションの紹介やエシカル消費を知っていただくワークショップ、エシカルスタンプラリーなどのイベントを実施します。

ぜひ、お立ち寄りください!

### 週末イベント開催日程

8月26日(土)・8月27日(日) イオン福島店(福島市)  
9月30日(土)・10月1日(日) ヨークベニマル門田店(会津若松市)  
10月28日(土)・10月29日(日) イトーヨーカドー郡山店(郡山市)  
1月 イオンスタイルいわき小名浜店(いわき市)

※1月に開催する週末イベントの日程は、決定次第、ホームページなどでお知らせいたします。

## 18歳・19歳に多い脱毛エステのトラブル～男性も注意!～

国民生活センターの発表によると、令和4年度の18・19歳の消費者トラブルの相談件数は9,907件で、前年と比較して1,371件増加し、特に「脱毛エステ」についての相談件数が大幅に増加しています。



また、男女別では、すべての年代で女性の割合が多いものの、男性の件数の増加が目立っています。

### ① 広告の内容をうのみにしないでください。

安さや気軽さを強調した広告を見て、お試して施術を受けるつもりが、施術後にしつこく勧誘され、高額のコースを契約してしまったというケースがあります。

### ② 強引に契約を迫られてもきっぱりと断りましょう。

「割引は今日だけ」と急かされるケースもあります。不安がある場合は、安易に契約せず、きっぱりと断りましょう。

### ③ 契約は慎重に検討しましょう。

分割払いの場合は、手数料を含めた金額や返済期間を必ず確認してください。事情が変わって通えなくなり、解約せざるを得ない状況になることも想定し、都度払いができる店やコースも検討しましょう。

### ④ クーリング・オフができる場合があります。

特定商取引法の特定継続的役務提供(エステや美容医療等)に該当する契約は、法定書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面またはメール等によりクーリング・オフができる場合があります。困った時は、消費生活センターに相談を!

アドバイス参考: 相談情報ピックアップ - 18歳で成人! . 国民生活No.129 (国民生活センター), 2023. 5, P30





## 知っておきたい「消費者契約法」

契約をめぐるトラブルから消費者を守るための法律が「消費者契約法」です。

- 不当な勧誘により「誤認」「困惑」して契約した場合は、後から「取り消す」ことができます。
- 消費者の利益を不当に害する契約条項は、「無効」となります。
- 事業者に対する「努力義務」を定めています。

直近では、令和4年に改正され、令和5年1月及び6月に施行となり、取消し・無効の範囲が拡大しています。

### 令和4年改正の主なポイント

#### ● 靈感商法等（靈感等による知見を用いた告知）に対する取消権の対象の拡大

☆靈感等の特別な能力により、当該消費者、またはその親族の生命、身体、財産等について、現在生じ、もしくは将来生じ得る重大な不利益を回避できないと不安をあり、または、そのような不安を抱いていることに乗じて、契約が必要と告げて結んだ契約も取消権の対象となりました。（二重線部分が令和4年改正）

例

「あなたの病気は悪霊のせい。この数珠を買えば悪霊が去り、病状が良くなります。」と不安をあおるような勧誘により契約をさせられました。



#### ● 取消権の行使期間の伸長

☆取消権の行使には期間制限があります。

- 契約の締結の時から5年間。ただし、靈感商法等の場合は10年間。
- 消費者が誤認に気付いたり、勧誘による困惑を脱したりするなど、取消しの原因となっていた状況が消滅したとき（＝追認できるとき）から1年間。ただし、靈感商法等の場合は3年間。（二重線部分が令和4年改正）

- 人の弱みにつけこんで、高額な祈とうや商品等の購入を勧誘する事業者に注意しましょう。
- 不安をあおるようなことを言われても、きっぱり断りましょう。
- 困ったときは、一人で悩まず、ご相談ください。

消費者ホットライン 188

福島県消費生活センター 024-521-0999





## LINE公式アカウント みなさんに知ってほしい情報を配信中！

県消費生活センターでは、消費者被害防止を図ることなどを目的として、LINE公式アカウントを活用し、相談事例や対処方法などの情報を発信しています。

ぜひ、友だち登録をお願いします！

友達登録よろしくね♪



### 友だち登録方法（どちらか選んでください）

- ① 右のQRコードをスマートフォンで読み取る
- ② LINEのID検索欄で「@930esdof」を検索



## 出前講座のご案内

県消費生活センター・福島県金融広報委員会では、出前講座を無料で実施しています。日時、内容など、まずはお電話でお気軽にご相談ください！

（開催日の2ヶ月前までにご連絡をお願いします。）

出前講座問い合わせ TEL 024-521-7736 まで

- 【テーマ例】悪質商法、なりすまし詐欺、インターネット・トラブル、エシカル消費、食品関係、金融・経済、生活設計、金銭教育、相続・法律関係など
  - 【派遣先】公民館、老人会、民生児童委員協議会、学校、各種学習会など
  - 【講師】県消費生活相談員、金融広報アドバイザー（ファイナンシャルプランナー、司法書士等）など
  - 【申込先】県消費生活センター（消費生活課） FAX 024-521-7982
- ※最寄り駅までの送迎等をお願いする場合があります。



## 消費生活無料法律相談・生活再建等相談

県では、借金・多重債務問題や震災関連の問題など様々な消費生活相談に対応するため、【弁護士・司法書士による法律相談】【ファイナンシャルプランナー（FP）による生活再建等相談】を定期的実施しています。

相談の日時や方法など詳しくは、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先（※消費生活無料法律相談・生活再建等相談）】

県消費生活センター	024-521-0999
県中地方振興局	024-935-1295
県南地方振興局	0248-23-1548
会津地方振興局	0242-29-5295



相談窓口

福島県 生活環境部消費生活課 024-521-7736（令和5年8月発行）